入所をご検討いただく際の留意事項について

１　入所される方の意向確認について

当施設の入所は，保護の実施者(県市の福祉事務所長)からの依頼に基づくものですが，入所される方がご自身の単身生活の困難性（服薬や食事，衛生管理が出来ていない等），他人とのトラブル等の生活課題の改善や，下記事項について，ご理解したうえでの入所するようお願いします。

２　入所前及び入所後の他制度等の利用検討

入所される方の生活課題や障害等の特性に合わせて，他制度等(例：介護保険施設，障害者施設等)の利用の検討を優先して行なってください。

なお，入所後につきましても，入所時の生活課題が改善された場合や，年齢や心身状況の変化により，介護サービス等を受けることが望ましい場合には，他施設（アパート，グループホーム，介護保険施設等）への移行を検討することとなります。

３　身元引受人の指定

入所に際しては，原則，身元引受人の指定をお願います。身元引受人の主な役割は，以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 役割 | 内容等 |
| ①施設との連絡窓口 | 事故発生時の報告，救急搬送時における報告，他制度を活用した生活場所への移行調整の相談　等 |
| ②集団生活を逸脱した時の対応 | 他利用者や職員への暴言，暴力，無断外出時等，生活上のルール違反等に対する注意，退所となった際の対応　等 |
| ③施設変更等の対応 | 他制度を利用した他施設入所にかかる対応，他施設の選定，書類手続き上の処理　等 |
| ④退所時における対応 | 退所事務手続，所持金品・遺留金品の引受　等 |
| ⑤医療同意（入院，手術等）への対応 | 主治医からの病状説明への対応及び，治療方針（入院，手術等）に対する判断，関係書類への署名，手術への立ち会い　等 |

なお，入所時までに身元引受人の指定ができない場合には，本人に日常生活或いは医療行為（入院や手術に対する同意，延命措置等の判断等を含む）について，委任状及び治療行為に関する希望及び意思表示の事前確認書を記入していただき，その役割に対する委任や，医療行為にかかわる意思確認をさせていただきます。

４　施設利用に伴う費用について

在宅時の生活保護費は本人へ支給されますが，入所すると本人への支給はなくなり，施設運営費として施設に支払われ，必要な生活扶助が行われます。

また，年金等の収入認定額がある方は，県市からの施設運営費は施設に支払われず，収入認定額は，本人負担分として施設で徴収いたします。

入所希望者及び関係者　様

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　救護施設　太白荘園長